

仲手原自治会 個人情報取扱方法

平成 28 年 10 月役員会議決

第 1 条（目的）

この取扱方法は、個人情報慎重に取り扱われるべきものであることに基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いに関する事項を定めることによって、自治会の円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする。

第 2 条（責務）

本会は、個人情報保護法の義務規定の適用外ではあるが、自治会活動においても個人情報の適切な取扱いに努めるものとする。

第 3 条（周知）

本会は、この個人情報取扱方法を回覧等により、会員に周知するものとする。個人情報は、自治会長、自治会役員が適正な運用を指導する。

第 4 条（個人情報の取得）

本会は、会員または会員になろうとするものからの同意を得て、次の個人情報を取得するものとする。

- 1) 世帯代表者名、班・組、住所、電話番号、同居人数（総人数、75 歳以上・未就学児（被災時の弱者保護のため再計））の情報
- 2) 情報の取得は、転出入時などの異動届、名簿の定期補完調査、敬老者名簿（任意）、新入学児童名簿（任意）、役員・委員・班長名簿により行う

第 5 条（利用）

本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- 1) 被災時など緊急時の通報・見守りに対応する名簿（役員、民生委員、班長、組長）
- 2) 会費請求、管理、文書の送付（会計担当）
- 3) 役員・委員・班長・組長名簿の作成配布（連絡体制表、防犯灯維持管理連絡表）
- 4) 自治会員名簿 DB の作成及び地図の作成

第 6 条（管理）

本会が保有する個人情報は、次により厳正に管理する。

- 1) 個人情報は、会長または会長が指定する役員が補完するものとし、電子データベースはキーワードで保護する。また台帳の出力は一部だけとし事務所に保管して持ち出しを禁ずる
- 2) 個人情報を提供された役員、委員、班長、組長は、第 5 条（利用）の目的以外には使用しない。また、交代する時は新任者へ引継ぎを行う

第 7 条（提供）

本会の個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- 3) 公衆衛生の向上又は被災時の要援護者の支援と児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

以上